

京都府熱中症対策方針（仮称）（案）

202X年●月●日

京都府

目次

はじめに	1
第1．京都府における熱中症の現状	4
第2．目標	7
第3．具体的な対策	7
1．高齢者に対する熱中症対策の強化	7
2．住居における熱中症対策の強化	8
3．管理者がいる場所等における熱中症対策の強化	8
4．連携の強化	9
5．広報及び情報発信の強化	11
第4．基盤となる取組	12
第5．推進体制及び熱中症対策方針の見直し	12
1．推進体制	12
2．熱中症対策方針の見直し	12

はじめに

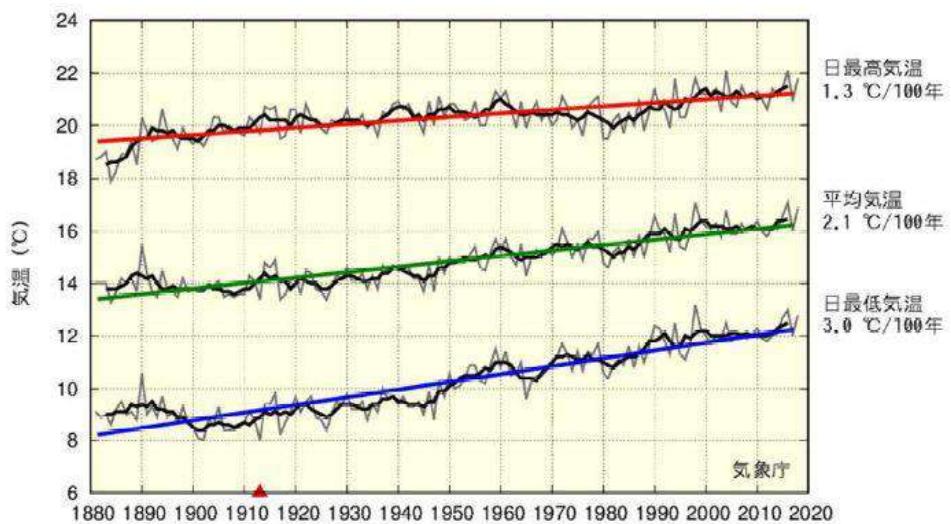
気候変動の影響により、世界中で年平均気温は年々上昇している。京都地方気象台の観測による京都市内の年平均気温も、100 年間で約 2 ℃の割合で上昇しており（図1）、また、真夏日も 10 年平均で約 1.3 日増加している（図2）。さらに、将来（21 世紀末）の京都府における年平均気温、季節ごとの平均気温は、20 世紀末と比較して約 3 ℃上昇すると予測されており、特に、夏の気温は、将来気候と現在気候¹の変動の幅が重ならないほど気温が上昇する期間が長く、将来の夏の気温は毎年のように現在気候を大きく上回ることがうかがえる²（図3）。こうした気候変動の影響により、熱中症の発症者は今後ますます増加していくことが懸念されることから、従来の取組を超えた対応が求められる。

熱中症対策は、府民の命や健康に直結する重要な課題であり、関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場など多岐にわたることから、京都府では、2020 年 12 月に部局を横断する熱中症連絡会議を立ち上げ、取組を進めてきた。また、2021 年 10 月には、市町村や有識者等からなる熱中症対策会議を立ち上げ、本府の熱中症対策について議論・検討を行ってきたところである。

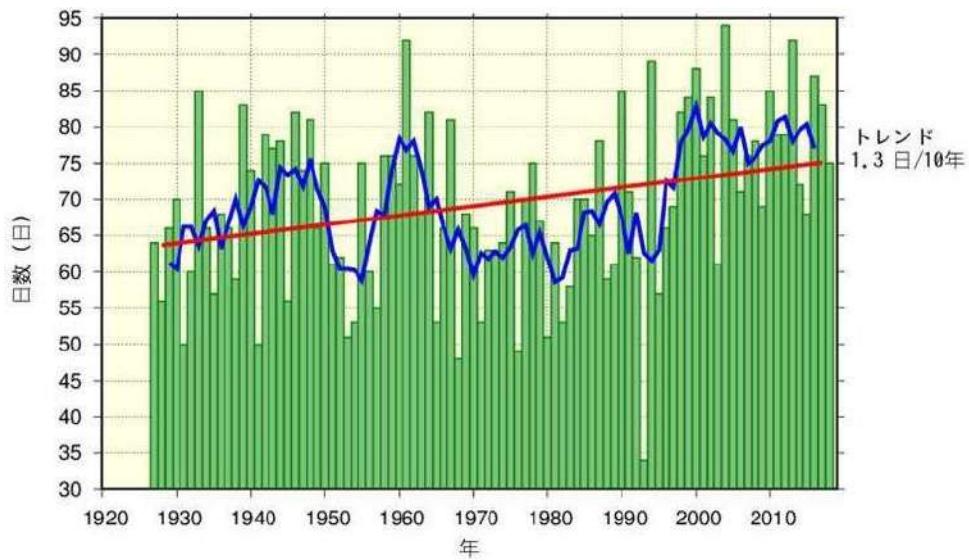
熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができることから、熱中症に係る諸課題を踏まえつつ、京都府、市町村、各種団体、府民の各主体が一体となって熱中症対策に取り組み、府民の健康な生活を確保することを目的に「熱中症対策方針」を策定する。

¹ 気象庁地球温暖化予測情報第 8 卷に基づき、「現在気候」は 1980～1999 年、「将来気候」は 2076～2095 年

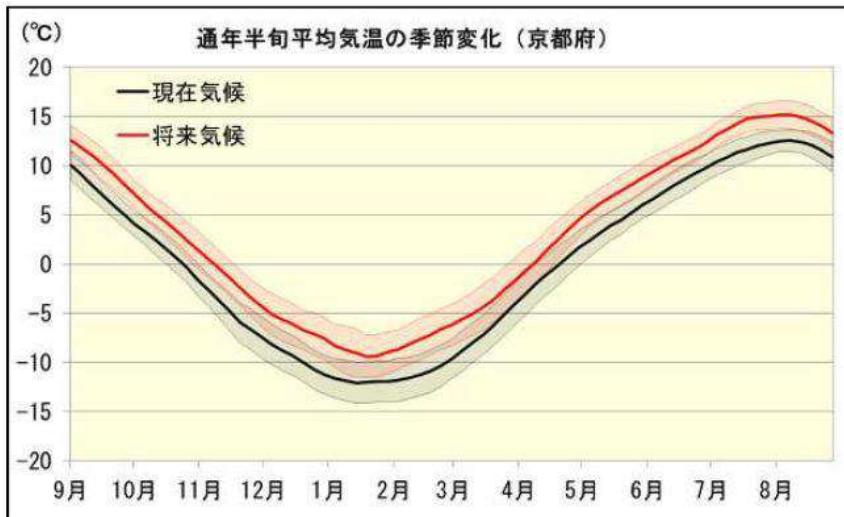
² IPCC 第 5 次評価報告書で採用した 4 つの温室効果ガス排出シナリオのうち、中程度に相当する温室効果ガスの排出が続くと想定した「RCP6.0 シナリオ」に基づく予測



<図1 京都市の年気温3要素>



<図2 京都市における真夏日の年間日数>



※縦軸は現在気候の年平均値からの偏差、折れ線は通年半旬値、陰影は年々変動の標準偏差

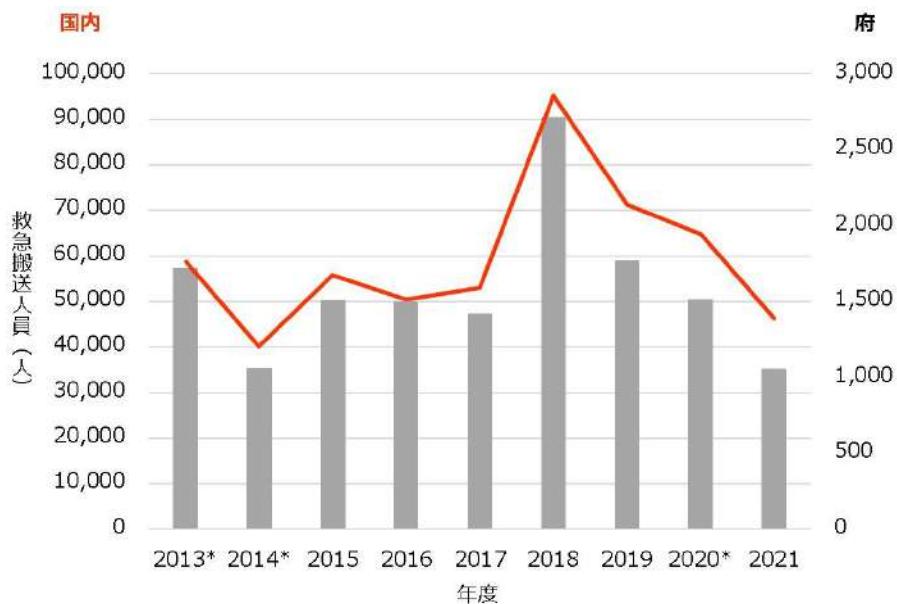
出典：京都地方気象台ホームページ

<図3 京都府における日平均気温の季節進行の将来予測（将来気候と現在気候の差）>

第1. 京都府における熱中症の現状

京都府内の熱中症による救急搬送人員は、2013年以降、2018年を除いて1,000～2,000人（2018年は2,709人）となっており、直近の2021年は1,054人となっている。2013年以降では、2013年、2015年、2018年及び2019年に救急搬送人員が1,500人を超えており（図4の棒グラフ）。また、熱中症による死者数は、毎年10～20人となっており、2013年以降で救急搬送人員が最も多く発生した2018年は31人となっている（表1の上段）。

一方、日本全国の熱中症による救急搬送人員も高水準で推移しており、また、2018年～2020年の死者数は1,000人を超えている（表1の下段）。



*の年は6～9月の集計、それ以外は5～9月の集計

出典：消防庁ホームページより作成

<図4 救急搬送人員数>

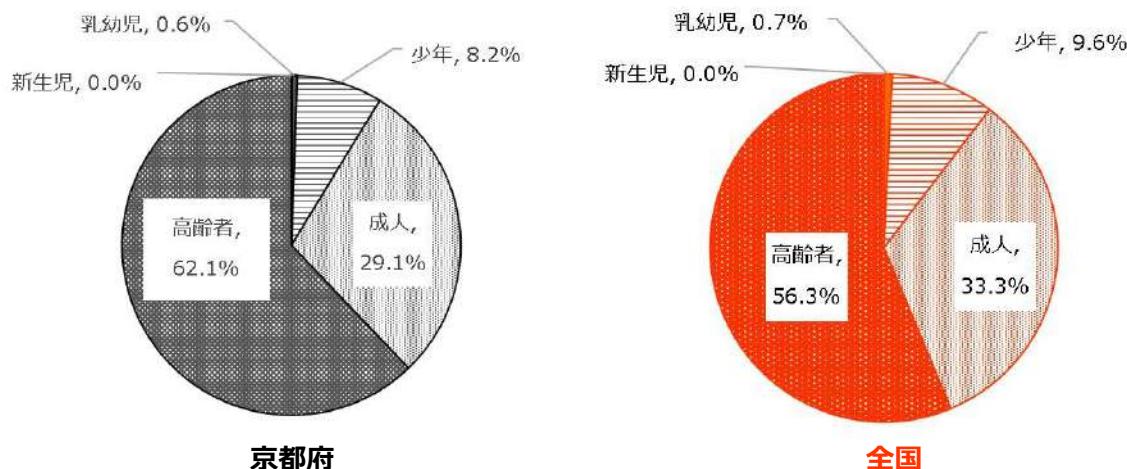
<表1 死亡者数>

(単位：人)

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
京都府	20	6	7	15	7	31	16	9
全国	1,077	529	970	621	635	1,581	1,224	1,433

出典：人口動態調査

京都府内の熱中症による救急搬送人員を年齢別で比較すると、約 62%は 65 歳以上の高齢者となっている（図5の左図）。一方、全国では 65 歳以上の高齢者は約 56%となっており（図5の右図）、京都府内の方が 5 %以上多い。



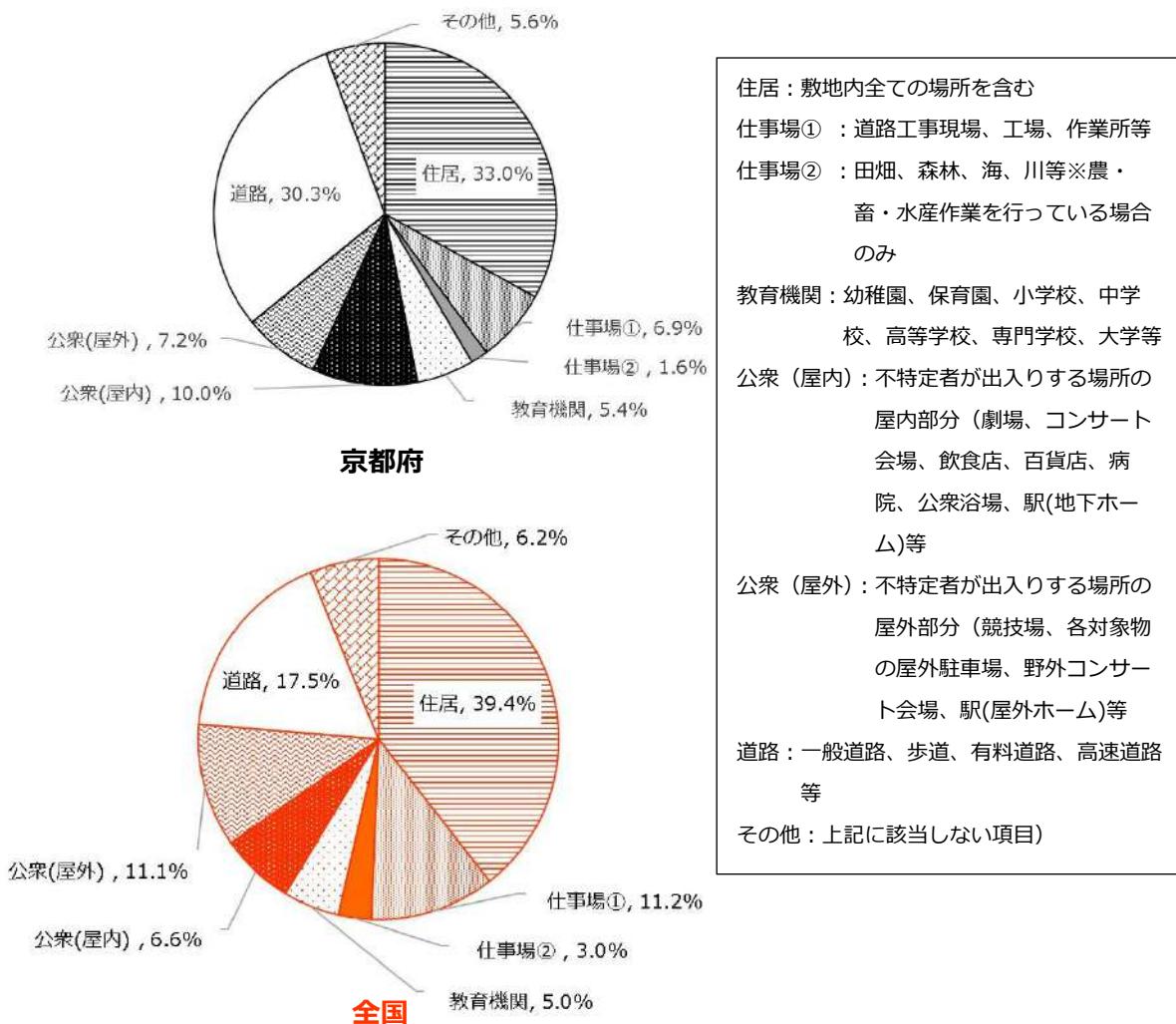
高齢者：満 65 歳以上
成人：満 18 歳以上満 65 歳未満
少年：満 7 歳以上満 18 歳未満
乳幼児：生後 28 日以上満 7 歳未満
新生児：生後 28 日未満

出典：消防庁ホームページより作成

<図5 年齢別救急搬送人員数（2021年）>

また、救急搬送人員の発生場所別では、住居から搬送されている方が約33%、道路から搬送されている方が約30%となっており、管理者がいると想定される場所（仕事場、教育機関、公衆）において搬送されている方は約31%となっている。（図6の上図）

一方、国内では住居から搬送されている方が約40%、道路からは約18%、管理者がいると想定される場所からは約37%となっており、道路からの搬送者数は京都府内の方が10%以上多い。



出典：消防庁ホームページより作成

<図6 発生場所別救急搬送人員数（2021年）>

第2. 目標

熱中症警戒アラートの周知など、様々な取組を通じて熱中症についての府民の理解を深め、適正な行動の定着を図ることにより、以下の目標の達成を目指す。

- ① 2020 年の熱中症救急搬送者数（1,509 人（6 月 1 日～9 月 30 日））を基準として、2026 年までに熱中症救急搬送者数を半分以下にする。
- ② 热中症死者数ゼロの早期達成に向けて、2026 年までに熱中症による死者数を 5 人未満にする（2020 年 1 月 1 日～12 月 31 日の死者数は 9 人）。

第3. 具体的な対策

「第 1. 京都府における熱中症の現状」を踏まえ、目標達成に向けて、救急搬送人員の多い「高齢者向けの対策」及び「住居における対策」を強化するとともに、管理者による熱中症対策が可能と考えられる「管理者がいる場所等での対策」を強化する。

また、京都府庁における連携だけではなく、市町村や関係機関とも連携するとともに、適時・適切なタイミングでの予防行動を促すために、広報及び情報発信を強化する。

なお、京都府は観光客が多い（国内旅行者数 47 都道府県中第 7 位（2020 年）³⁾ ことから、観光客向けの対策も行う。

1. 高齢者に対する熱中症対策の強化

＜課題＞

全国の傾向と同様、京都府においても熱中症救急搬送人員の多くは高齢者となっている。年をとるとともには暑さやのどの渴きを感じにくくなり、汗をかきにくく、体温を下げる機能も弱まるため、積極的に予防行動をとる必要があるが、自覚がなかつたり、我慢したりして予防行動をとらない人が多い。

＜対応方針＞

熱中症発症者の現状や高齢者特有の健康上の留意点、熱中症の初期症状や応急処置など、熱中症に関する知見を周知するとともに、夜間も含めたエアコン利用の必要性

³ 出典：「2020 年旅行・観光消費動向調査 年報」（国土交通省観光庁）

や効果的な使い方、住まいの工夫などの予防法について、チラシ等を活用して伝えていく。これにより、熱中症に関する一層の周知を図り、適切な予防行動を促す。

＜具体的施策＞

- 高齢者にとって伝わりやすいよう内容を取りまとめた資料を作成し、様々なルートを通じて周知する。
- 防災行政無線の戸別受信機をはじめ、様々な情報伝達手段を活用した情報提供について、市町村とともに取り組む。
- 高齢者自身が温度や湿度を把握したり、遠方にいる家族が高齢者を見守り、声かけしたりする仕組みについて検討する。

2. 住居における熱中症対策の強化

＜課題＞

熱中症救急搬送人員は、おむね3分の1が屋外ではなく、住居で発生している。屋内では熱中症にならないといった誤ったイメージによりこまめな水分補給を怠ったり、エアコンの使用を過度に控えたりするといったことが原因と考えられる。

＜対応方針＞

住居内では、夜間や冬の浴室などでも熱中症が発症しているといった知見を周知するとともに、屋内にいる時の留意点や、エアコン利用の必要性（夜間の利用も含む）や効果的な使い方、すだれの活用や植栽の効用など、住まいにおける工夫などの予防法について、資料等を活用して伝えていく。

＜具体的施策＞

- 住居における熱中症の発症状況や熱中症対策に関する内容を取りまとめた資料を作成し、様々なルートを通じて周知する。
- 防災行政無線の戸別受信機をはじめ、様々な情報伝達手段を活用した情報提供について、市町村とともに取り組む。<再掲>

3. 管理者がいる場所等における熱中症対策の強化

＜課題＞

住居内や一般道路以外の、学校や仕事場などの管理者がいると想定される場所においても、多くの熱中症救急搬送が発生している（全体の約3割）。管理者がいる場所においては、管理者自身の認識の有無や組織の体質なども深く関わってくることから、管理者が率先して熱中症に対する適切な予防行動をとる必要がある。

＜対応方針＞

学校現場では、既に熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）等の情報を活用するなど、適切な熱中症対策がとられているが、学年による体力差への配慮や、登下校時やクラブ活動等における見守りが必要である。また、職場や労働現場、イベント会場などでは、管理者（指導者）が注意喚起すること等により熱中症予防の効果向上が見込めることから、管理者（指導）への研修等の実施や熱中症警戒アラートの活用や暑さ指数（WBGT）の測定・活用等による熱中症対策を徹底する。

＜具体的な施策＞

- 各種ガイドラインやマニュアル等の活用により熱中症対策が徹底されるよう、関係機関に対し情報提供等を行う（例：環境省及び文部科学省が作成した「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の普及）。
- 京都府ホームページにおいて、熱中症の予防や、熱中症を発症した場合の対応等必要な情報提供を行う。
- 街ぐるみで熱中症予防に取り組むため、自治体のホームページや啓発ポスター等により熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の周知を図る。
- 热中症の仕組みやイベント時の対策などについて学ぶ熱中症対策アドバイザーエンジニア養成講座などを活用し、管理者に対する意識の醸成を図る。

4. 連携の強化

（1）市町村との連携強化

＜課題＞

市町村は、住民への働きかけを含め、熱中症対策において重要な役割を担っているが、現状では市町村と連携した取組が十分に実施できていない。

＜対応方針＞

市町村との連携体制の構築を図るために熱中症対策会議を開催し、熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）などの熱中症に関する情報の適時・的確な情報の共有、発信・伝達等により、地域住民の熱中症予防行動につなげる。

＜具体的施策＞

- 热中症警戒アラート等を有効に活用し、地域住民への適時・的確な情報の発信・伝達等により、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる。
- 京都府庁内及び市町村における熱中症対策の取組状況を把握し、取組事例をフィードバックすることにより、熱中症対策の底上げを行う。

(2) 関係機関との連携強化

＜課題＞

京都には一年を通して国内外から多くの観光客が訪れ、公共交通機関や観光スポットでは身動きが困難になるほど人が密集することがあることから、観光客に対しても熱中症対策を進める必要がある。また、温暖化対策に取り組む地域の団体や熱中症対策に積極的な民間企業に対し、普及啓発について協力を求めていくなど、様々な関係機関との連携を強化していく必要がある。

＜対応方針＞

観光関連団体との連携体制の構築を図り、観光客に対して熱中症対策について呼びかけを行うことにより観光客の熱中症予防行動につなげる。また、外国人観光客も多く訪れる事から、日本語以外の言語による情報発信や外国人患者を受け入れる医療機関との連携に努める。

その他、暑さ指数（WBGT）計やアイススラリーなど、様々な熱中症予防に関する機器や飲料等が開発されていることから、民間企業等と連携し、それらを活用した熱中症対策に取り組む。

＜具体的施策＞

- 関係機関や民間企業に呼びかけ、熱中症予防に資する機器（暑さ指数（WBGT）計）やシーズン前のエアコンの早期点検など、熱中症予防の普及啓発等に対する協力を依頼する。
- 関係機関（京都府観光協会等）や民間企業と行政機関が連携し、府内各所で熱中

症予防の声かけの輪を広げるイベントや熱中症警戒アラートの周知・啓発等の取組を推進する。

- 京都府地球温暖化防止活動推進センターの協力のもと、地球温暖化防止活動推進員等と連携し、地域の方々への声かけ等の取組を行う。

5. 広報及び情報発信の強化

<課題>

暑さ指数（WBGT）の京都府ホームページでの発信（令和3年度～）や、熱中症予防対策強化月間（7月）における府民だよりやSNS、テレビ・ラジオ等での発信、また、気象庁及び環境省が発表する「熱中症警戒アラート」の防災・防犯情報メールでの発信（令和3年度～）等を実施しているが、熱中症に対する理解が充分進んでいるとはいえない。

適切な熱中症予防行動を促すには、広報及び情報発信をどのように行い、一人ひとりの効果的な熱中症予防行動につなげるか、更に検討していく必要がある。

<対応方針>

7月を熱中症予防対策強化月間とし、熱中症搬送者が増加する6月から救急搬送人員数の多い8月にかけて、関係部局や熱中症対策の取組に積極的な民間企業等が連携して効果的に情報を発信することで、府民の熱中症に関する意識を高め、予防行動につなげる。また、熱中症警戒アラート発表時など熱中症リスクが高い時の声かけ・家族内のコミュニケーションツール（SNS）の活用や熱中症を発症した場合の対処（救急搬送要請含む）についての啓発にも努める。

特に、熱中症の救急搬送人員数が増加する時期よりも前に、暑熱順化等を含めた熱中症予防対策に関する情報を京都府ホームページやSNS等で発信するとともに、暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラート等については、最新の情報を京都府ホームページ等で発信することにより、効果的な熱中症予防行動を促す。

<具体的施策>

ア. 热中症予防強化月間の設定

- 热中症予防強化月間を7月に設定し、7月を中心として関係部局が集中的に広報を実施する。

- 具体的には、京都府ホームページ、SNS、広報紙、テレビ・ラジオ等で熱中症について情報を発信するとともに、熱中症予防を呼びかける。

イ. 熱中症警戒アラートの活用

- 京都府の防災・防犯情報メールを活用し、熱中症警戒アラートの情報を広く府民に届けて、熱中症予防行動を促す。
- 駅等に設置されたデジタルサイネージでの情報発信について検討する。

ウ. 暑さ指数（WBGT）の予測情報等の提供

- 「環境省熱中症予防情報サイト」において公開されている暑さ指数（WBGT）の翌日（原則）の予測値に関する情報を京都府ホームページでタイムリーに発信する。
- 暑さ指数（WBGT）や熱中症の症状・応急処置等の情報を京都府ホームページで発信する。

第4. 基盤となる取組

他人事ではなく自分事として熱中症対策をとらえるためには、その前提として熱中症の発生状況等に関する正確な実態把握・情報提供が重要である。そこで、京都府ホームページ等を活用し、夏期における熱中症による救急搬送人員等をとりまとめ、公表する。

第5. 推進体制及び熱中症対策方針の見直し

熱中症対策は、京都府の関係部局、市町村、各種団体、また、府民が連携しながら取組を進めていく必要がある。については、以下のような推進体制の下、取組を推進するとともに、本方針については必要に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

1. 推進体制

熱中症連絡会議により府内で連携して熱中症対策を進めるとともに、熱中症対策会議により市町村や関係機関等とも連携しながら対策を推進する。

2. 熱中症対策方針の見直し

本方針に基づき、熱中症連絡会議や熱中症対策会議等を活用しながら、熱中症対策の取組を進めるとともに、取組結果の共有・確認を行い、次年度の取組について検討

を行う。

なお、気候変動や社会の状況の変化等に応じ、本方針は適宜見直しを行う。